

村上市立荒川中学校 「学校いじめ防止基本方針」

「いじめ防止対策推進法」の第13条により「学校いじめ防止基本方針」を以下のように定める。

新潟県は、令和2年12月に「新潟県いじめ対策に関する条例」を改訂した。これに伴い、令和3年7月に「新潟県いじめ防止基本方針」が改訂された。これを受け、村上市では、令和3年10月に「村上市いじめ防止基本方針」を改訂した。このことから、荒川中学校では、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行い、いじめの防止等の対策のための措置及び重大事態への対処を以下のとおり行う。

1 いじめ及びいじめ類似行為の定義

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

【いじめ類似行為の定義】

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと）の高いものをいう。

（新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2）

2 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では「正義が通る学校」としてすべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

また、インターネット上での誹謗中傷等をいじめ類似行為とし、いじめと同等に取り扱う。

（いじめの禁止）

生徒は、いじめを行ってはならない。いじめを見逃さない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

（家庭との連携）

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識しなければならない。また、インターネット上でのいじめやいじめ類似行為もあることから、SNS等の使い方や時間については、保護者が責任をもって監督する。

3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア) 学校におけるいじめの防止

- ① 「正義が通る学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、いじめを見逃さないことに組織的に取り組む。
- ② 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 保護者並びに地域住民その他の関係諸機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資するような、生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、生徒会を中心とした「いじめ見逃しゼロ」の取組や、いじめ見逃しゼロスクール集会等を実施する。

イ) いじめの早期発見のための措置

① いじめ調査等

- ・ いじめを早期に発見するため、全校生徒に対する定期的な調査を実施する。
A：生徒対象のいじめアンケート調査（月に1回。朝学活で実施。その日のうちに対応する。）
B：1人1台端末を活用した「心の健康観察」（上越教育大学いじめ・生徒指導研修センターと提携）（6月）
C：教育相談アンケート（5月・10月）
D：教育相談（5月・10月）
E：保護者対象学校評価アンケート（7月・12月）

② いじめの相談体制

- ・ 生徒及び保護者がいじめに対する相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
A：スクールカウンセラーの活用
B：保健室における養護教諭の相談活動
C：職員に相談しやすい雰囲気の醸成（部活動、生徒指導だより、学年職員、期末保護者会等）
D：いじめの相談窓口（教頭、保健室、学年職員等）

ウ) 職員間の情報共有

職員間の情報共有をスムーズに行うために、次のことを行う。

- A：運営委員会打ち合わせ（朝・毎日）における情報共有
- B：生徒指導記録簿（毎日）による情報共有
- C：生徒指導部会（週1回）による情報共有
- D：職員会議（月1回）による情報共有
- E：学年部会（週1回）による情報共有
- F：特別支援部会（週1回）による情報共有
- G：生徒理解研修（年度始め）による情報共有

エ) いじめの防止等に対する教職員の資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

オ) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のSNSを通じて送信される情報の特性を踏まえて、SNSを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動を行う。

A：警察や携帯電話会社などの講師による情報モラル研修会等

B：技術・家庭、社会、学級活動等の授業でのネットマナーの学習

(2) いじめ防止等に関する措置

ア) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の組織を設置する。

① 生徒指導部会（管理職、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、校内教育支援センター担当、市教育支援センター指導員）

② いじめ対策委員会（生徒指導部会、当該学級担任、関係機関）

イ) いじめに対する措置

① いじめ（疑いも含む）に係る相談を受けた場合は、いじめ対策委員会を中心に速やかに対応、ただちに事実の有無の確認を行う。

② いじめの事実が確認された場合は、即時にいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への報告・相談を継続的に行う。

③ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案にかかわる情報は正確に聞き取り、記録しておく。

④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等関係諸機関と連携して対処する。（別紙 添付資料）

⑤ いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件が満たされて、「学校いじめ対策委員会」において判断する。いじめ類似行為についても同様とする。

A：いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月とし、「学校いじめ対策委員会」がそれ以上の期間が必要だと判断した場合は、より長い期間とする。

B：いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを、被害児童生徒と保護者の面談等で確認し、認められること。

(3) 重大事態への対処

① 「いじめ防止対策推進法」第28条における「重大事態」

ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

（児童生徒が自殺を企図した場合）

イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

② いじめ重大事態

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 一定期間（年間 30 日を目安）、連続して欠席しているような場合

③ 対応

- ア) 重大事態が発生した旨を、村上市教育委員会に速やかに報告する。
- イ) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ) 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4 その他

生徒が安心して学校生活を送り、日頃から「いじめをしない させない 見逃さない」意識を醸成し、良好な人間関係の構築、いつでも相談できる体制の整備等に努めるとともに、家庭・地域や関係機関等と連携していじめ問題に取り組む。

平成 26 年	4 月	施行
令和 4 年	4 月	一部改訂
令和 5 年	4 月	一部改訂
令和 6 年	3 月	一部改訂
<u>令和 7 年</u>	<u>3 月</u>	<u>一部改訂</u>